

志學館大学社会連携センター規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人志學館学園が定める管理及び運営に関する規則第41条第2項及び志學館大学学則第62条の2第2項の規定に基づき、志學館大学社会連携推進センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、地方公共団体、産業界、企業、他大学及び地域住民との協働による学生及び教職員の社会参画を推進し、もって地域社会に貢献するとともに学生の社会性やコミュニケーション力の増進を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 志學館大学（以下「本学」という。）が実施する社会連携全般に係る企画・推進に関する事項
- (2) 産官学コミュニティ連携及び学生の様々な社会参画の推進に関する事項
- (3) 生涯学習、公開講座、履修証明プログラム等に関する事項
- (4) 大学地域コンソーシアム鹿児島による大学間連携を通じた地域貢献に関する事項
- (5) その他社会連携の推進に関する事項

(組 織)

第4条 センターは、次に掲げる職員で構成する。

- (1) センター長
 - (2) センター員
 - (3) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 2 センター長は、本学教員のうちから学長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 第1項第2号及び第3号のセンター員は、本学教職員のうちから学長が任命し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(部 門)

第5条 センターに、以下の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 産官学コミュニティ連携部門
 - (2) 生涯学習部門
 - (3) 大学間連携部門
- 2 各部門の主たる業務は、別表に掲げる事項とする。
- 3 各部門に主任を置き、前条第1項に定めるセンター員の中から学長が任命した者をもって充てる。
- 4 部門の主任は、部門の活動を統括し、必要な場合、センターに課題を提案し、また部門の活動を報告するものとする。

5 部門に部門委員を置き、学長が任命した本学教職員をもって充てる。

6 部門委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(センター運営会議)

第6条 センターに、センター長、センター員及び総務課長で構成するセンター運営会議を置く。

2 センター長は、センター運営会議を招集し、その議長となる。

3 センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

4 議長が必要と認めたときは、センター職員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 センターの事務は、総務課で処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長が別に定めることができる。

附則

1 この規程は、平成11年11月18日から施行する。

2 この規程施行後最初に任命される第6条第2項第3号及び第4号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

3 志學館大学生涯学習委員会規程（平成11年4月1日）は、廃止する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年5月28日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年12月8日から施行する。

附則

1 この規程は、平成29年11月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 志學館大学生涯教育センター規程及び志學館大学生涯学習センター規程は廃止する。なお、当分のあいだ、必要な場合、出版物等で固有名詞として安定的に使用されてきたセンター名称は使用できるものとする。

附則

この規程は、令和2年7月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表 (第5条第3項関係)

部 門	業 務	備 考
産官学コミュニティ連携部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体、産業界、企業との連携活動 ・ 学生の様々な社会活動への参画 ・ 地域コミュニティ・住民連携 	
生涯学習部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習に係る実施、相談、支援、調査・研究、連絡調整 ・ 公開講座、共修講座 ・ 履修証明プログラム 	
大学間連携部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学地域コンソーシアム鹿児島事業部会等（運営委員会及び教育連携、FD・SD活動、教員免許状更新講習、高大連携、地域連携・就業、地域留学生交流推進会議関連事業の各部会） 	